

保険会社向けの総合的な監督指針(新旧対照表)(案)

改 正 案	現 行
Ⅱ－３－１１ 資産運用リスク管理態勢 Ⅱ－３－１１－２ 主な着眼点 [略] (4) その他個別の資産運用 個別の資産運用にあたっては、以下のような点に留意して行われているか。 [略] ⑮ 投資専門子会社を活用した株式等の取得・保有 投資専門子会社を活用して、法第 106 条第 1 項第 13 号又は第 271 条の 22 第 1 項第 13 号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」の株式等取得・保有する場合、保険会社本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。 Ⅲ－２－２ 子会社等 Ⅲ－２－２－１ 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 [略] (2) 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第 106 条第 2 項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。 [略] ⑨ 投資専門子会社におけるコンサルティング業務等 ・ 投資専門子会社による規則第 56 条第 16 項第 2 号及び第 3 号の業務の	Ⅱ－３－１１ 資産運用リスク管理態勢 Ⅱ－３－１１－２ 主な着眼点 [略] (4) その他個別の資産運用 個別の資産運用にあたっては、以下のような点に留意して行われているか。 [略] ⑮ 投資専門子会社を活用した株式の取得・保有 投資専門子会社を活用して、法第 106 条第 1 項第 13 号又は第 271 条の 22 第 1 項第 13 号に規定する「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社」の株式を取得・保有する場合、保険会社本体からは一定のリスク遮断が図られているものと考えられるが、その場合も、当該子会社のリスク管理状況の把握・分析・管理等を行う態勢を整備しているか。 Ⅲ－２－２ 子会社等 Ⅲ－２－２－１ 子会社等の業務の範囲 子会社等の業務の範囲については、以下の点に留意するものとする。 [略] (2) 保険会社の子会社が営む金融関連業務（法第 106 条第 2 項第 2 号に規定する金融関連業務をいう。以下同じ。）については、以下の範囲となっているか。 [略] ⑨ 投資専門子会社におけるコンサルティング業務等 ・ 投資専門子会社による規則第 56 条第 16 項第 2 号の業務の実施にあた

改 正 案	現 行
実施にあたっては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。<u>特に、同項第3号の業務の実施にあたっては、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携など、実施する支援業務の内容に応じ、その健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備等を行う必要がある点に留意する。</u>	っては、優越的地位の濫用及び利益相反取引の防止に係る管理態勢を整備するとともに、法令等遵守の観点から事前に十分な検討・検証を行うこととしているか。